

第65号議案

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例を別紙のように定める。

平成30年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理について必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第12条の規定に基づき，芦屋市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び管理について定めるものとする。

(設置)

第2条 認定こども園法第2条第7項の規定に基づき，満3歳以上の園児に対する教育及び保育を必要とする園児に対する保育を一体的に行うことにより，義務教育及び義務教育以降の教育の基礎及び心身等の健全な成長を図るとともに，保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として認定こども園を設置する。

2 認定こども園の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
芦屋市立精道こども園	芦屋市川西町11番10号

(事業)

第3条 認定こども園は，前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 認定こども園法第9条の規定により行う教育及び保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち規則において規定するもの
- (3) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち市長が必要と認めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの

(入園資格)

第4条 認定こども園に入園することができる者は，次に掲げる者とする。

- (1) その者の保護者が，法第20条第1項の認定を受けた者
- (2) 前号に掲げる者のほか，市長が必要と認めた者

(保育料等)

第5条 法第20条第4項に規定する支給認定保護者は、認定こども園の利用に関し、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年芦屋市条例第12号)第2条第1項第1号に規定する保育料、同項第2号に規定する預かり保育料又は同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。

(教育及び保育実施の解除)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育及び保育の実施を解除することができる。

- (1) 児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。
- (2) 入園している児童が伝染性の疾病に罹患しているとき。
- (3) 児童の保護者が偽りその他不正の手段により入園の許可を受けていたことが判明したとき。
- (4) その他教育及び保育の実施に支障があると市長が認めたとき。

(補則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定要綱

1 制定の趣旨

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第12条の規定に基づき，芦屋市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び管理について定めるため，この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 設置（第2条関係）

ア 認定こども園法第2条第7項の規定に基づき，満3歳以上の園児に対する教育及び保育を必要とする園児に対する保育を一体的に行うことにより，義務教育及び義務教育以降の教育の基礎及び心身等の健全な成長を図るとともに，保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として認定こども園を設置する。

イ 認定こども園の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
芦屋市立精道こども園	芦屋市川西町11番10号

(2) 事業（第3条関係）

認定こども園においては，(1)アの目的を達成するために次の事業を行う。

ア 認定こども園法第9条の規定により行う教育及び保育

イ 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち規則において規定するもの

ウ 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち市長が必要と認めるもの

エ アからウまでのほか，市長が必要と認めるもの

(3) 入園資格（第4条関係）

認定こども園に入園することができる者は，次に掲げる者とする。

ア その者の保護者が，法第20条第1項の認定を受けた者

イ アのほか，市長が必要と認めた者

(4) 保育料等（第5条関係）

法第20条第4項に規定する支給認定保護者は、認定こども園の利用に関し、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例第2条第1項第1号に規定する保育料、同項第2号に規定する預かり保育料又は同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。

(5) 教育及び保育実施の解除（第6条関係）

次のいずれかに該当するときは、教育及び保育の実施を解除することができる。

ア 児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則第1条各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。

イ 入園している児童が伝染性の疾病に罹患しているとき。

ウ 児童の保護者が偽りその他不正の手段により入園の許可を受けていたことが判明したとき。

エ その他教育及び保育の実施に支障があると市長が認めたとき。

3 施行期日

平成31年4月1日

参 照 2

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律抜粋

(定義)

第2条 この法律において「子ども」とは，小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(第2項から第6項まで省略)

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは，義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い，これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて，その心身の発達を助長するとともに，保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として，この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

(第8項から第11項まで省略)

12 この法律において「子育て支援事業」とは，地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業，保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業，地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるものをいう。

(教育及び保育の目標)

第9条 幼保連携型認定こども園においては，第2条第7項に規定する目的を実現するため，子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ，次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

(第1号から第6号まで省略)

(設置者)

第12条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体（公立大学法人を含む。第17条第1項において同じ。）、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

子ども・子育て支援法抜粋

(市町村の認定等)

第20条 前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(第2項及び第3項省略)

4 市町村は、第1項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

(第5項から第7項まで省略)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の

提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

- (2) 支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第6条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業
- (3) 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育，特別利用保育，特別利用教育，特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品，文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業
- (4) 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- (5) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
- (6) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業
- (7) 児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業その他同法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第25条の7第1項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

- (9) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業
- (10) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- (11) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業
- (12) 児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業
- (13) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

子ども・子育て支援法施行規則抜粋

（法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由）

第1条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他

の職業訓練を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育料 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）第13条第1項に規定する利用者負担額、同条例第43条第1項に規定する利用者負担額及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第6条第4項の規定により定める額をいう。

(2) 預かり保育料 市立幼稚園（芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第29号）別表に定める幼稚園をいう。以下同じ。）及び市立認定こども園（芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年芦屋市条例第 号）第2条第2項に定める認定こども園をいう。以下同じ。）において実施する法第59条第10号に規定する一時預かり事業

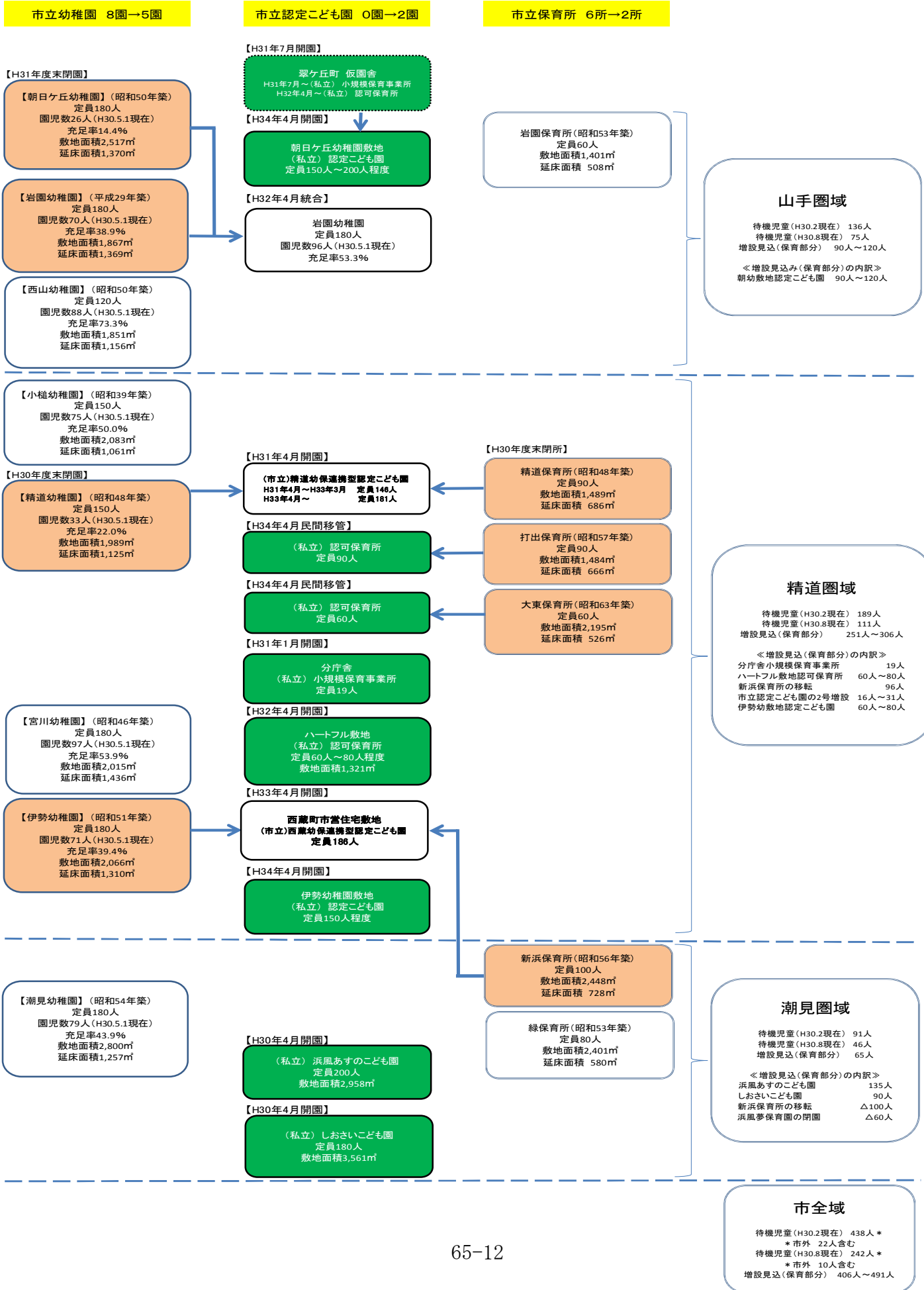
(以下「預かり保育」という。)の利用に係る利用者負担額をいう。

部分は第64号議案改正案

- (3) 延長保育料 法第59条第2号に規定する時間外保育として実施する延長保育事業の利用に係る利用者負担額をいう。

(第2項省略)

市立幼稚園・保育所のあり方について



工程表

(年度) (月)	29			30			31			32			33			34																									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
精道保育所	通常運営												解体・建設						新園舎での運営開始																						
精道幼稚園	通常運営												改修						市立認定こども園開園						移転																
													閉所																												
													閉園																												

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則
(未定稿)

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年芦屋市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (2) 支給認定子ども 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (3) 1号認定子ども 支援法第19条第1項第1号に該当する支給認定子どもをいう。
- (4) 2号認定子ども 支援法第19条第1項第2号に該当する支給認定子どもをいう。
- (5) 3号認定子ども 支援法第19条第1項第3号に該当する支給認定子どもをいう。
- (6) 保育標準時間認定 支援法第20条第3項に規定する保育必要量の認定において、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育の利用に係る認定をいう。
- (7) 保育短時間認定 支援法第20条第3項に規定する保育必要量の認定において、1月当たり平均200時間まで(1日当たり9時間までに限る。)の保育の利用に係る認定をいう。

(定員及び学級数)

第3条 芦屋市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の定員及び学級数の上限は、次のとおりとする。

園名	定 員						学級数の上限
	1号認定子ども		2号認定子ども		3号認定子ども		
芦屋	3歳児	20人	3歳児	30人	0歳児	6人	3歳児2クラス
市立	4歳児	20人	4歳児	30人	1歳児	10人	4歳児2クラス
精道 こども園	5歳児	20人	5歳児	30人	2歳児	15人	5歳児2クラス

2 1学級の園児数は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 3歳児（学年の初日の前日において満3歳に達している幼児をいう。以下同じ。） 30人以下
- (2) 4歳児（学年の初日の前日において満4歳に達している幼児をいう。以下同じ。） 30人以下
- (3) 5歳児（学年の初日の前日において満5歳に達している幼児をいう。以下同じ。） 30人以下

（学期）

第4条 認定こども園の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

（休園日）

第5条 認定こども園において、保育を行わない日（以下「休園日」という。）は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（ただし、休日を除く。）こととするほか、1号認定子どもについては、これらに加え次の各号についても休園日とする。

- (1) 土曜日
- (2) 春季休園日 3月23日から4月9日まで
- (3) 夏季休園日 7月20日から8月31日まで
- (4) 冬季休園日 12月25日から翌年1月6日まで（ただし、休日を除く。）

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた日を休園日とすることができ

る。

- 3 前2項に関わらず、園長は、教育及び保育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ、市長の承認を得て、休園日に保育を行い、又は保育日を休園日とすることができる。ただし、運動会、音楽会又は参観日等恒例の認定こども園の行事を行うときは、市長の承認を必要としない。

(臨時休園日)

第6条 園長は、非常災害その他急迫の事情のため臨時に保育を行わなかったときは、遅滞なく次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 保育を行わなかった日
- (2) 非常災害その他急迫の事情の概要
- (3) その他報告の必要があると認められる事項

(始業式等)

第7条 始業式、入園式、卒園式及び修了式は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子ども 次に掲げる日

ア 始業式 4月10日

イ 入園式 4月11日

ウ 卒園式 3月17日

エ 修了式 3月22日

- (2) 3号認定子ども 次に掲げる日

入園式 4月1日

- 2 始業式及び入園式当日が休園日に該当したときは、順次その翌日に繰り下げ、卒園式及び修了式当日が休園日に該当するときは、順次その前日に繰り上げるものとする。

(開園時間)

第8条 認定こども園の開園時間は、午前7時から午後7時までとする。

(教育及び保育時間)

第9条 認定こども園における教育及び保育時間は次のとおりとする。

- (1) 1号認定子ども 午前9時から午後1時30分まで
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どものうち保育標準時間認定の者 午前7時から午後6時まで
- (3) 2号認定子ども及び3号認定子どものうち保育短時間認定の者 午前8時30

分から午後4時30分まで

(入園手続)

第10条 保護者は、認定こども園への入園を希望するときは、必要な書類を市長に提出しなければならない。

(入園の許可)

第11条 入園は、選考の上、市長が決定する。

2 入園手続をした1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもの人数が定員を超える場合については、次に掲げる方法により、選考を行う。

(1) 1号認定子ども 抽選

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども 利用調整（児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第73条第1項により読み替えられた児童福祉法第24条第3項に規定する調整をいう。）

(退園等)

第12条 保護者は、園児を退園させ、転園させ、又は休園させようとする（1号認定子どもに限る。）ときは、その理由を付して市長に届け出なければならない。

(卒園)

第13条 園長は、保育を修了したことを認定し、園児に保育証書を授与する。

(延長保育)

第14条 認定こども園において、就労形態の多様化に伴い保育時間の延長を必要とする保護者に資するため、延長保育（支援法第59条第2号に規定する事業をいう。）を行うものとする。

(延長保育の対象)

第15条 延長保育の対象は、認定こども園を利用する2号認定子ども及び3号認定子どもで、保護者の就労、就学等により、保育時間の延長を必要とする者とする。

(延長保育の実施期間)

第16条 延長保育の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(延長保育の時間及び延長保育を行わない日)

第17条 延長保育の保育時間は、次のとおりとする。

区分		保育時間
保育標準時間認定子ども		午後6時から午後7時まで
保育短時間認定子ども	午前	午前7時から午前9時30分まで
	夕方	午後4時30分から午後6時まで
	夜	午後6時から午後7時まで

2 延長保育を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日。ただし、保育短時間認定子どもの土曜日の午前及び夕方の区分を除く。
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 第5条第2項及び第3項に規定する認定こども園の休園日
- (5) 前各号に掲げる日のほか、園長が特に延長保育を行わないとした日
(延長保育の申請及び承認)

第18条 延長保育を希望する園児の保護者は、延長保育利用申込書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(延長保育の届出等)

第19条 延長保育を利用する園児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 第15条に規定する延長保育の必要がなくなったとき。
- (2) 延長保育利用申込書に記載した内容に変更があったとき。
- (3) 延長保育の利用を中止しようとするとき。

(延長保育の取消し)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長保育の承認を取り消すことができる。

- (1) 第15条に規定する対象児の要件に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により延長保育の承認を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が認定こども園の管理運営上支障があると認めるとき。

(預かり保育)

第21条 認定こども園において当該施設を利用する保護者の子育て支援に資するため、預かり保育（支援法第59条第10号に規定する事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(預かり保育の対象)

第22条 預かり保育の対象は、認定こども園を利用する1号認定子どもで、保護者が預かり保育を希望し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、1月当たり15日の利用を限度とする。

- (1) 保護者の就労又は就学等により、家庭保育を受けることができない者
- (2) 保護者の疾病、事故、出産、家族の看護若しくは介護又は園児の兄弟姉妹の授業参観若しくは懇談会に出席する等やむを得ない事由により、緊急又は一時的に家庭保育を受けることができない者
- (3) その他園長が必要と認める者

(預かり保育の実施期間)

第23条 預かり保育の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、3歳児の利用開始日は、園長が指定する日とする。

(預かり保育の時間及び保育を行わない日)

第24条 預かり保育の保育時間は、次のとおりとする。ただし、園長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

区分		保育時間
通常保育実施日		午後1時30分から午後4時30分まで
入園式・卒園式・始業式・修了式		式典終了後から午後4時30分まで
第5条第1項に規定する認定こども園の春季休園日、夏季休園日及び冬季休園日	午前利用	午前9時から午後1時30分まで
	午後利用	午後1時30分から午後4時30分まで
1日利用		午前9時から午後4時30分まで

2 預かり保育を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 第5条第2項及び第3項に規定する認定こども園の休園日
- (5) 前各号に掲げる日のほか、園長が特に預かり保育を行わないとした日

(預かり保育の申請及び承認)

第25条 預かり保育を希望する園児の保護者は、預かり保育利用申込書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（預かり保育の届出等）

第26条 預かり保育を利用する園児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 第22条各号に規定する対象児の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 預かり保育利用申込書に記載した内容に変更があったとき。
- (3) 預かり保育を中止しようとするとき。

（預かり保育の取消し）

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の承認を取り消すことができる。

- (1) 第22条に規定する対象児の要件に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により預かり保育の承認を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が認定こども園の管理運営上支障があると認めるとき。

（保育料，延長保育料及び預かり保育料）

第28条 保育料，延長保育料及び預かり保育料の額並びに納期その他の取扱いに関する事項は、条例の定めるところによる。

（給食）

第29条 認定こども園は園児に給食等を提供し、市長はその必要に応じて費用を徴収することができる。

（実費徴収）

第30条 市長は、認定こども園の教育及び保育又は延長保育若しくは預かり保育における教材等の実費相当額を保護者から徴収することができる。

（職員）

第31条 認定こども園に次の職員を置く。

園長

副園長

主幹保育教諭

保育教諭

2 前項のほか、次の職員を置くことがある。

保健師又は看護師，調理員及び用務員

3 前2項に定める各職員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- (3) 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
- (4) 主幹保育教諭は、園長及び副園長の命を受け、保育教諭その他の職員を指揮監督して担当する園務を処理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
- (5) 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
- (6) 保健師及び看護師は、園児の健康維持及び病気等の予防等をつかさどる。
- (7) 調理員は、給食に関する業務に従事する。
- (8) 用務員は、認定こども園の清掃その他の労務に従事する。

(園医)

第32条 認定こども園に医師、歯科医師及び薬剤師（以下「園医」という。）を置く。

- 2 園医は市内において昼間開業中の医師、歯科医師、薬剤師の有資格者の中から市長が委嘱する。
- 3 園医の委嘱は4月に行い、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 年度の中途において委嘱された者については、次の改任期までを任期とする。
- 5 任期中においても本人からの申出又は不相当と認められたときは、解任することがある。

(評議員)

第33条 市長は、認定こども園の運営に関し意見を求めるため、評議員を置くことができる。

- 2 市長は、当該認定こども園の職員以外の者で次の各号のいずれかに該当するもののうちから、評議員を委嘱する。
 - (1) 教育に関する理解及び識見を有する者
 - (2) 認定こども園が地域社会の連携支援及び意見を求めるための組織の代表者又は構成員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

(運営の状況に関する評価等)

第34条 市長は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第23条の規定に基づき、当該認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況につい

て評価を行い，その結果に基づき幼保連携型認定こども園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(園外保育)

第35条 認定こども園における教育及び保育活動の一環として，遠足等の園外保育を実施するときは，園長は，あらかじめ次に掲げる事項を記載して，市長に届け出なければならない。ただし，宿泊を要するもの又は園外保育の実施を市外で行うときは，あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 行事の名称及び目的
- (2) 実施計画
- (3) その他園長において必要と認める事項

(施設利用の停止)

第36条 感染症にかかり，又はそのおそれのある園児に対し，園長は，園医又は健康福祉事務所長の意見を聴いて，施設利用の停止を命ずることができる。

2 前項の施設利用の停止を命じたときは，園長は，速やかに市長に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第37条 認定こども園は，園児への虐待の早期発見及び虐待を受けた園児の迅速かつ適切な保護を行うため，認定こども園内での体制整備に努めるものとする。

2 園長は，虐待を受け，又はその疑いがある園児を発見したときは，その状況を速やかに関係機関及び市長に報告しなければならない。

(警備及び防災)

第38条 園長は，学年の始めに認定こども園の警備及び防災の計画を定め，市長に報告しなければならない。

2 前項の警備及び防災の計画は，園児の安全を確保するための措置が講じられていなければならない。

(設備の損傷又は亡失の報告)

第39条 施設の一部若しくは全部が損傷し，又は亡失したときは，園長は，応急の措置を講じるとともに，速やかにその状況及び処置の概要を市長に報告しなければならない。

(備付帳簿)

第40条 認定こども園に備え付けなければならない帳簿及び保存年数は，法令その他別に定めがあるもののほか，次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定こども園沿革誌 30年
- (2) 保育証書台帳 30年
- (3) 施設台帳控 5年
- (4) 調査統計表綴 10年
- (5) 諸届及び願簿 5年
- (6) 公文書綴 5年
- (7) 全体的な計画教育計画及び指導に関する綴 5年
- (8) その他市長及び園長が必要と認めたもの 5年

(補則)

第41条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

規則で引用する法令参照条文

子ども・子育て支援法抜粋

(支給要件)

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- (2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(第2項省略)

(市町村の認定等)

第20条 前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(第2項省略)

- 3 市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育

の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。

- 4 市町村は、第1項及び前項の認定(以下「支給認定」という。)を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者(以下「支給認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども(以下「支給認定子ども」という。)の該当する前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。

(第5項から第7項まで省略)

児童福祉法抜粋

第24条 (第1項省略)

(第2項省略)

- 3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第46条の2第2項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

(第4項から第7項まで省略)

附則第73条 第24条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第46条の2第2項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市町村は、保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第46条の2第2項において同じ。)」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(第2項省略)

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律抜粋

(運営の状況に関する評価等)

第23条 幼保連携型認定こども園の設置者は，主務省令で定めるところにより当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（以下「教育及び保育等」という。）の状況その他の運営の状況について評価を行い，その結果に基づき幼保連携型認定こども園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。